

# 営業許可申請に関するよくあるQ & A

## ① どの保健所に相談、申請に行ったらいい？

- 施設の所在地を管轄する保健所へ相談、申請に行きましょう。事前相談（図面、書類の書き方など）は電話等でも可能です。
- 備前保健所管内で製造、販売を行う場合は、備前保健所での申請が必要です。
- 赤磐市、備前市、和気町内で営業を行う場合は、備前保健所東備支所でも申請を受け付けています。
- 保健所へ来所される際は、事前に連絡の上、お越してください。

### 備前保健所管轄地域

玉野市、瀬戸内市、吉備中央町、赤磐市、備前市、和気町

### 備前保健所衛生課

岡山市中区古京町 1-1-17

T E L : 086-272-3947

F A X : 086-272-3910

メール : bizen-syoku@pref.okayama.lg.jp

### 備前保健所東備支所

和気郡和気町和気 487-2

T E L : 0869-92-5182

### 【注意事項】

- 許可を取得するには、施設が基準に適合している必要があります。施設を建設、改装等する前に保健所へご相談下さい。
- メール、FAX による相談は、相談をお受けするのに必要な情報が不足していたり、やりとりにかかる場合があります。お急ぎの場合は恐れ入りますが、来所または電話によりご相談ください。

県内その他保健所への連絡先はこちらをご覧ください。(生活衛生課ホームページ)

<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-3349.html>

## ② 営業許可は誰でも取得できる？

- 個人、法人で許可を取得することができます。ただし、法人登記されていない任意の団体では許可を取得することができません。
- 次の項目のいずれかに該当するときは許可を受けられないことがあります。
  - ・ 食品衛生法又は食品衛生法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - ・ 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
  - ・ 法人であって、その業務を行う役員のうち上記2つのうちいずれかに該当する者があるもの

### ③ 許可書はいつもらえる？

- 営業許可書は検査終了後、郵送で交付します。お手元に届くまで2週間程かかります。お急ぎの場合は担当者にご相談ください。（許可を申請中であることの証明が必要な場合は、営業許可申請書の写しに保健所の受付印を押印し、お渡しすることは可能です。）
- 検査は、原則として施設が営業できる状態になってから行います。設備が配置されていない、水道が通っていないなど、工事が完了していない場合は検査が行えない場合があります。
- 許可を受けるまで営業はできませんので、オープンまでの日にちに余裕をもって申請をお願いします。

### ④ 自動車で食料品の移動販売を行いたい（移動スーパー等）

- 自動車で食料品を販売する場合は、営業許可ではなく届出の対象となります。
- 営業に使用する自動車を主に保管する住所地を管轄する保健所（住所地が県外にある場合は、主たる営業場所を管轄する保健所）で届出をしてください。（岡山市、倉敷市を含む岡山県全域での営業が可能です。）

### ⑤ テントやプレハブを建てて食品を調理し、提供したい

一定の場所で長期間、食品を調理し、提供する場合、普通形態の許可が必要です。

テントは簡易な設備となるため、普通形態の許可は取得できません。プレハブで普通形態の許可を取得することは可能ですが、水道や換気設備等、普通形態の施設基準に適合する必要があります。施設基準については「営業許可申請の手続きについて ①事前相談」の説明中にある施設基準の詳細をご覧ください。

なお、短期間（3か月未満）であれば、テント、プレハブ等であっても、臨時営業の許可を取得することが可能です。その場合、簡易な施設となるため提供できる食品に制限がありますので、**注意事項**<sup>\*1</sup>を参照してください。また、**営業に必要な設備等**<sup>\*2</sup>も参照してください。

## ⑥ 自動車やテントで調理し、岡山県内のいろいろな場所に出店したい

岡山県内一円で営業を行うことができる許可を取得することができます。お近くの保健所、もしくは主な出店先の地域を管轄する保健所で相談、申請を行ってください。

また、提供できる食品に制限がありますので、**注意事項**<sup>\*1</sup>を参照してください。

なお、県内一円で営業を行う許可を取得する場合、移動をすることが原則となるため、長期間同じ場所で営業したり、移動の計画がない場合、県内一円の許可を取得することはできません。申請の際には、自動車もしくはテント、**営業に必要な設備等**<sup>\*2</sup>を確認しますので、ご持参ください。

## ⑦ 朝市やイベントに出店したい（又は開催したい）

原則として、連続して4日以上または年2回以上営業行為を行う場合は許可等が必要です。

許可を取得する場合、イベント期間のみ許可を取得する方法と、5年間の許可を取得する方法があります。

また、定期的に同じ場所でイベントを開催する場合（例：朝市毎月第2日曜日）、主催者等が出店者を代表して5年間の許可を取ることもできます。

営業の届出が必要な場合もありますので、保健所へご相談ください。

なお、提供できる食品に制限がありますので、**注意事項**<sup>\*1</sup>を参照してください。

### ⑦-1 イベント期間のみ許可を取得する

出店者が許可を取得する方法と、主催者等が日にち、場所を限定してイベント全体で許可を取得する方法があります。

いずれの場合も、許可の申請と[催し物開催届及び出店計画書](#)を提出してください。

検査は、イベント開催場所に保健所職員が出向き、**必要な設備等**<sup>\*2</sup>の確認を行います。

### ⑦-2 定期的で開催するイベントの許可を主催者等が取得する

主催者等が場所を限定して5年間の許可を取得する場合、許可の申請をしてください。また、イベント開催の都度、[催し物開催届と出店計画書](#)を提出してください。

検査は、イベント開催場所に保健所職員が出向き行います。その際、許可に**必要な設備等**<sup>\*2</sup>を用意しておいてください。

## ⑦-3 いろいろな場所で開催されるイベントに出店する許可を取得する

⑤と同様になります。

お近くの保健所、もしくは主な出店先の保健所で相談、申請を行ってください。

なお、**注意事項**<sup>\*1</sup>と**必要な設備等**<sup>\*2</sup>を参照ください。

催し物開催届及び出店計画書はこちら

<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-20403.html>

### ※1【注意事項】

イベント等での食品の調理、提供は設備が簡易なものとなるため、提供できる食品に制限があります。原則として、

- ・直前に加熱工程があるもの（アイスクリーム、かき氷、市販ジュースの注ぎ分け等は除く）
- ・調理工程が簡易なもの（焼く、炒める、揚げる等）
- ・その場で食べるものに限られます。

原則として、テント等簡易な施設では原材料の仕込み（細切）はできません。あらかじめ衛生管理のできる室内か、許可を有する施設において行ってください。

ただし、床、壁を有し屋内と見なされるプレハブでは、必要な量の水（水道または200リットル以上）が供給排水できる設備がある場合、提供できる品目が異なりますので、ご相談ください。

### ※2【必要な設備等の例】

- ・テント一式
- ・調理及び手洗いに必要な量<sup>\*</sup>を供給できる蛇口付き水タンク  
(※「必要な量」は提供する食品の内容によって異なります。保健所へご確認ください。)
- ・排水を十分に受けることができるバケツ等の容器
- ・ふた付きゴミ箱
- ・手洗い用洗剤、消毒剤
- ・ペーパータオル
- ・冷蔵設備
- ・温度計
- ・使い捨て容器を保管するふた付きボックス
- ・調理に必要なコンロや鉄板等
- ・照明設備（夜の営業を行う場合）

※自動車で営業を行う場合、テント一式及び3方を囲むシートは必要ありません。営業に使用する車が必要となります。

## ⑧ 自宅を改装して食品を提供したい

- 自宅の台所とは別に調理場が必要です。また、営業に使用する調理場は、他の場所と壁や扉で仕切られていなければなりません。
- 提供する食品によって許可業種や施設基準が異なるため、必ず、改装等を行う前に保健所へご相談ください。

## ⑨ いろいろなものを作って販売したい

- 製造する食品によって許可の種類や施設基準が異なります。
- 原則として、一つの施設について一つの許可となります。
- 同一施設で異なる許可を取得したい場合、調理する場所を区画する、調理する時間を分ける等の管理を行うことで許可を取得することが可能な場合があります。事前に保健所へご相談ください。
- あらかじめ作りたいものを絞り、施設の図面をもって保健所へご相談ください。図面は、施設の設備や配置、広さ等がわかれば手書きのもので構いません。
- 提供する食品によって許可業種や施設基準が異なるため、必ず、改装等を行う前に保健所へご相談ください。